
QA38 一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツ等は、乳児用食品に含まれますか。

ヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー等、乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

なお、ハチミツについては、乳児ボツリヌス症の発生を未然に防止する観点から、乳児（1歳未満）には与えないようお願いします。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日